

中小企業 特定社債保証

優良企業の証し！

- ▶ 長期の安定した資金調達により資金繰りの安定化が可能となります。
- ▶ 企業としての信用力・ステータスの向上が図れます。

制度概要

対象者	適債基準(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業
資金用途	事業資金
発行額	発行限度額5億6,000万円(最低発行額3,000万円～) ※1
償還期間	2年以上7年以内
償還方法	満期一括償還または6か月毎の定時償還
支払金利	発行体所定利率
保証料率	年0.35%～ ※2 更に保証料率が引き下げになる場合があります ※3
担保	原則として不要 ※4
保証人	不要

※1 発行額の80%を信用保証協会が保証します。ただし、経営安定関連保証を除く普通保証と無担保保証合計で5億円が限度となります。
 ※2 財務内容に応じた9段階(年0.35%～1.30%)保証料率となります。
 ※3 会計参与設置会社の場合は0.1%引き下げます。ただし、「中小企業の会計に関する基本要領」による割引は適用されません。
 ※4 発行額2億5,000万円を超える場合は担保が必要となります。

詳しくは保証協会窓口までお問い合わせください。

■適債基準

要件		基準(1)	基準(2)	基準(3)
A	①純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
B	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
C	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

Aは必須条件。Bは②または③のいずれか、Cは④または⑤のいずれかに該当していれば対象となります。

- ①純資産の額
 ②自己資本比率=(純資産の額÷(純資産の額+負債の額))×100
 ③純資産倍率=純資産の額÷資本金
 ④使用総資本事業利益率=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷資産の額×100
 ⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷(支払利息+割引料)

発行額
最大5億6千万円

代表者保証不要

お問い合わせは長野県信用保証協会窓口まで

保証統括部 / Tel.026 (234) 7680 本店営業部 / Tel.026 (234) 7271 松本支店 / Tel.0263 (47) 1533
 上田支店 / Tel.0268 (22) 5914 飯田支店 / Tel.0265 (52) 1522 諏訪支店 / Tel.0266 (52) 1946
 佐久支店 / Tel.0267 (68) 8484 伊那支店 / Tel.0265 (72) 6148 中野支店 / Tel.0269 (22) 4528

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター



長野県信用保証協会

http://www.nagano-cgc.or.jp Email hosyo@nagano-cgc.or.jp